

第 26 期日本学術会議会員候補者の選考方針（原案（案））

※は、先行して意見を求める会員向けの案文に付すもの。
2 月下旬から行う会員（2 回目）・連携会員、外部の有識者等からの意見聴取に際して示す案文からは削除。

- 日本学術会議は、日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号。以下「法」という。）第 17 条に基づき「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから会員の候補者を選考するため、「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和 3 年 4 月 22 日日本学術会議）を踏まえ、第 26 期日本学術会議会員候補者（以下「会員候補者」という。）の選考に当たっての基本的な考え方等を以下のとおり定める。
- 会員候補者の選考は、コ・オプテーション方式（現在の会員が次期において会員となるべき者を選考する方式）による。同方式は、学術に関しては専門性を持つ者にその価値の判断をゆだねることが適当であり、科学者が自律した集団として公共的役割を果たすという観点から採用されているものであり、会員は、「優れた研究又は業績」（法第 15 条第 2 項）についてもつばら会員各自の見識を基に判断することとなることを深く自覚した上で、わが国の科学者を内外に代表する機関である日本学術会議の構成員としてふさわしい会員の候補者を推薦し及び選考するものとする。

1. 選考の日程

- 候補者の選考は、以下の日程を目途として所要の進めを進める。
 - ・選考方針の決定（総会）：令和 4 年 4 月
 - ・選考要領の決定（選考委員会）：同 9 月頃
 - ・会員・連携会員による推薦：同 11 月～令和 5 年 1 月末頃
 - ・選考委員会における選考：令和 5 年 2～6 月頃
 - ・候補者名簿の承認（幹事会）：同 6 月頃
 - ・候補者名簿の承認（総会（臨時））：同 7 月頃

2. 会員の候補者に求める資質等

- 会員候補者は、それぞれの研究分野における主要な論文・著書・特許等、受賞の実績、国際的な学術活動における功績、社会への貢献において学術的に特筆される活動等に照らして優れた研究又は業績がある科学者と認められる者とする。
- 会員候補者の選考に当たっては、法第 3 条に定められた職務に鑑み、優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。

- 学術の動向及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること
- 上記の観点を踏まえて、広く社会と対話する能力を有すること

3. 会員候補者の選考

(1) 専門分野の構成

【案1：会員に最初に示す案には具体的なテーマを掲げずに意見を求め、寄せられた意見を踏まえて幹事会・選考委員会でテーマを特定した上で、会員（2回目）、連携会員、外部の有識者等に示す原案において具体的テーマを掲げる】

- 学術の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの会員候補者の選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に発揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。

その際、次期における重点事項、中長期的・分野横断的課題等を以下のとおり想定し、非改選の会員及び新たに任命される連携会員との組み合わせにおいてこれらに適切に取り組むことができるように配慮する。

① ●●●●●●●●

② ■■■■■■■■

③ ▲▲▲▲▲▲▲▲

...

※ 昨年4月に取りまとめた「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」では、「次期に重点的に取り組む事項を想定し、それにふさわしい分野からの候補者選定を行うとともに、中長期的課題に対応し期をまたいで継続的に検討することに留意して会員候補者の選考にも取り組むこととされています。

昨年12月の総会においては、中長期的課題として①カーボンニュートラル（ネットゼロ）、②パンデミックと社会、③研究力強化、④国際的な取組を取り上げて討議したところであり、それぞれの課題について分野横断的に取り組むための組織も設けられていますが、上記「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」の趣旨に沿って選考の際に考慮・留意すべき課題等として●●●等の部分に①～④を掲げることが適当か否か、これらに追加すべき（又は置き換えるべき）ものとしてどのような課題等が考えられるか、会員の先生方のご意見をお聞かせください。寄せられたご意見を踏まえ、幹事会及び選考委員会において具体的な課題等を選定した上で2月下旬以降あらためて（連携会員、外部の有識者等からの意見聴取と並行して）会員の先生方からご意見を求めることとします。

なお、それらの課題等はあくまで次期の会員候補者選考の際の観点の一つとして掲げられるものであり、次期の活動を拘束・制約するものではなく、また、幹事会、部

会、分野別委員会等が次期に引き継ぐ課題等を第 25 期の期末にそれぞれ決定することを妨げるものでもありません。

【案 2：会員等から意見を求める基本方針の原案では具体的なテーマを掲げず、寄せられた意見を踏まえて 4 月総会に諮る選考方針案で具体的なテーマを示す（又は基本方針において具体的なテーマは明示しない）】

- 学術の動向を的確に把握し、学際的分野や新たな学術分野などからの会員候補者の選考を強化しつつ、日本学術会議がその役割を十全に発揮できるよう多様な学術分野がバランスよく網羅されることを目指す。

その際、次期における重点事項、中長期的・分野横断的課題等についても、非改選の会員及び新たに任命される連携会員との組み合わせにおいて適切に取り組むことができるように配慮する。

この関連で、昨年 12 月の総会においては、中長期的課題として①カーボンニュートラル（ネットゼロ）、②パンデミックと社会、③研究力強化、④国際的な取組を討議し、これらの課題については分野横断的に取り組むための連絡会議や委員会が設けられている。また、社会が抱えるその時々課題のうち特に重要な課題について審議するため、現在、以下のテーマについて課題別委員会が設けられている。

ア）防災減災、イ）人口縮小社会における問題解決、ウ）フューチャーアースの推進と連携、エ）オープンサイエンスを推進するデータ基盤とその利活用、オ）自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン、学術情報のデジタルトランスフォーメーションを推進する学情情報の基盤形成、カ）大学教育の分野別質保証

- 選考に当たっては、会員は満 70 歳に達した時に退職する（法第 7 条第 6 項）こととされていることを念頭に、2. に掲げる会員候補者に求める資質等を有し、原則として第 26 期を通じて会員として日本学術会議の活動に貢献しうる者を会員候補者とする。

（2）選考に当たって考慮すべき観点

- 次期の会員の多様性が確保されるよう、以下の観点を考慮して会員候補者を選考する。

① ジェンダーバランス

将来的には【会員における男女の比率をいずれも●%（or 40%）以上にする】（別案【性別に偏りが無い会員構成】）を目指すこととしつつ、現状においては女性の割合が少ない学術分野で特定の女性に役割や業務が集中する傾向が見られることにも留意し、第 26 期当初においては第 25 期当初の女性会員の割合（37.7%）【と同程度の】（別案【を下回らない】）女性会員の割合とすることを目指す。

② 地域分布

近年のオンライン会議の飛躍的な普及も念頭に、地方に活動の拠点を置く会員候補者の積極的な選考に努める。その際、地区会議や地方学会の活動に対応できるよう、各地区にバランスよく会員が確保されるとともに、各地区内での会員の地理的分布においても過度の偏在が生じないように留意する。

③ 主たる活動領域

法曹界、医療分野、産業界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った会員候補者（現在の所属機関等にかかわらず主な経歴で判断）の積極的な選考に努める。

④ 年齢構成

会員の年齢構成において多様性を確保するとともに、次世代を担う若手科学者を選出して活躍の場を与えることにも留意する。

(3) 選考の手続

- 会員の選考の手続は、日本学術会議会則(平成 17 年日本学術会議規則第 3 号。以下「会則」という。)第 8 条及び日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日・日本学術会議第 1 回幹事会決定）第 6 条によるほか、以下のとおり行う。
- 選考委員会における会員候補者の選考は、選考委員会が自ら行う選考と選考委員会の下に設ける部別の選考分科会（以下「選考分科会」という。）を通じて行う選考とを組み合わせで行う。
- 選考委員会が自ら行う選考に係る会員候補者の数（選考委員会枠）及び選考分科会を通じて行う選考に係る会員候補者の数（選考分科会枠）については、学術の動向を的確に把握し、学際的分野からの会員候補者の選考を強化するため、第 25 期会員候補者の選考の際に比して前者を拡大する。
- 各選考分科会における分野別の会員候補者の選考に際しては、分野の異なる委員の参画を得てより多面的な視点から審議を行う。

(4) 情報提供の求め

- 日本学術会議は、会則第 36 条第 4 項に基づき日本学術会議協力学術研究団体に会員の候補者に関する情報提供を求めるほか、大学関係組織、経済団体、政策関係機関（府省庁を除く。）その他会員候補者の選考に際して有益な知見を有すると考えられる機関又は団体に情報提供を求める。
- ※ 各機関又は団体に情報提供を求める候補者の人数の上限、提供を求める情報の範囲等については、寄せられた意見を踏まえて引き続き検討する。

4. 選考過程等に係る情報の公表

- 候補者の選考過程について、本選考方針のほか、被推薦者数、選考委員会及び選考分科会での候補者数等を日本学術会議の HP 等に掲載することとする。あわせて、会員として任命された後は、各会員について、研究又は業績の内容、選考方針に基づく推薦理由、会員としての抱負を公表することとする。

5. 連携会員の候補者の選考の考え方

- 連携会員については、2. 及び3. を勘案して候補者を選考することを基本とした上で、分科会や小委員会の在り方（小委員会委員の在り方も含む。）、設置数等の見直しと関連して候補者の推薦・選出方法、任命の時期等の検討を行い、選考の具体的な手続等を別に定める。

6. その他

- 選考委員会は、本選考方針に基づき、候補者の選考に係る具体的な基準や選考に当たって考慮すべき事項の細目、選考委員会における選考の方式等を定めた選考要領を策定する。